


















		課所名		社会教育課		
起案日		平成22年12月8日		決裁日		
				22年12月21日		
課内		検討者				決裁者
担当者	起案責任者					課長
	主幹兼課長補佐  TEL 2872					
青少年 家庭教育係長	社会教育センター 事業係長	意見				
						
課員		合議者				
		北方教育課長	北浦教育課長	北川教育課長		財政課長
						
ファイリング マネージャー	公印					
		意見	  	  		 
広報のべおかへの掲載		要・否		ホームページへの掲載		要・否

件名 「延岡市自治公民館の認定及び運営基準」
「延岡市青空公民館の認定及び運営基準」の一部改正について（伺）

(別紙 5 枚)

標記について、下記のとおり平成23年度より補助金を交付金に改正し、自治公民館運営費を
交付したいがよろしいか、お伺いします。

記

■改正理由

現在、自治公民館の運営に対し、206館（自治公民館196館、青空公民館10館）に「自治公民館
運営補助金」を交付している。

補助金の交付申請等は、「延岡市補助金等の交付に関する規則」及び「延岡市社会教育関係団体
補助金交付要綱」に基づき交付しているが、本運営費は性格上、各自治公民館の収支状況により交
付するものではなく、各自治公民館活動を促進するために均しく交付されるものであるため、補助
金ではなく交付金として取り扱いたい。

■改正内容

①「延岡市自治公民館の認定及び運営基準」第8条及び第9条を次のように改める。

改正前	改正後(案) ※下線部改正点
<p>(補助金の交付)</p> <p>第8条 市長は、この基準にもとづいて運営される自治公民館に対して、予算の範囲内において補助金を交付することができる。</p> <p>2 補助金の額は、一館につき年間22,500円とする。</p> <p>3 補助金の交付申請等は、「延岡市補助金等の交付に関する規則」(昭和50年2月1日・規則第2号)、及び「延岡市社会教育関係団体補助金交付要綱」による。</p> <p>(交付金の交付)</p> <p>第9条 市長は、この基準にもとづいて運営される自治公民館の館長(以下「館長」)に対して、予算の範囲内において自治公民館長活動交付金を交付することができる。なお、交付金の額は館長一人につき年間24,200円とする。</p>	<p>(運営交付金の交付)</p> <p>第8条 市長は、この基準にもとづいて運営される自治公民館に対して、予算の範囲内において<u>自治公民館運営交付金を交付することができる。なお、交付金の額は一館につき年間22,500円とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(第2項、第3項は削除)</u></p> <p>(活動交付金の交付)</p> <p>第9条 市長は、この基準にもとづいて運営される自治公民館の館長(以下「館長」)に対して、予算の範囲内において自治公民館長活動交付金を交付することができる。なお、交付金の額は館長一人につき年間24,200円とする。</p>

②「延岡市青空公民館の認定及び運営基準」第8条及び第9条を次のように改める。

改正前	改正後(案) ※下線部改正点
<p>(補助金の交付)</p> <p>第8条 市長は、この基準にもとづいて運営される青空公民館に対して、予算の範囲内において補助金を交付することができる。</p> <p>2 補助金の額は、一館につき年間13,500円とする。</p> <p>3 補助金の交付申請等は、「延岡市補助金等の交付に関する規則」(昭和50年2月1日・規則第2号)、及び「延岡市社会教育関係団体補助金交付要綱」による。</p> <p>(交付金の交付)</p> <p>市長は、この基準にもとづいて運営される青空公民館の館長(以下「館長」)に対して、予算の範囲内において自治公民館長活動交付金を交付することができる。なお、交付金の額は館長一人につき年間24,200円とする。</p>	<p>(運営交付金の交付)</p> <p>第8条 市長は、この基準にもとづいて運営される青空公民館に対して、予算の範囲内において<u>自治公民館運営交付金を交付することができる。なお、交付金の額は一館につき年間13,500円とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(第2項、第3項は削除)</u></p> <p>(活動交付金の交付)</p> <p>第9条 市長は、この基準にもとづいて運営される青空公民館の館長(以下「館長」)に対して、予算の範囲内において自治公民館長活動交付金を交付することができる。なお、交付金の額は館長一人につき年間24,200円とする。</p>

■適用時期

平成23年4月1日より適用したい。

○延岡市補助金等の交付に関する規則

延岡市補助金等の交付に関する規則

昭和50年2月1日
規則第2号

改正 平成16年12月6日規則第26号 平成18年1月30日規則第10号
平成18年3月14日規則第50号 平成19年2月6日規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、法令・条例その他の規則（以下「法令等」という。）に別に定めのあるものを除くほか、補助金等の交付の申請・法定及び補助金等の使用等に関する基本的事項を規定することにより補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものをいう。
(1) 補助金等 市が市以外の者に対して交付する補助金、利子補給金及びこれらに類する給付金
(2) 補助事業 補助金等の交付の対象となる事務又は事業
(3) 補助事業者 補助事業を行う者

(交付の申請)

第3条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書（様式第1号）に事業計画書及び資金計画書を添えて市長が定める時期までに提出しなければならない。

2 市長は、前項に定めるもののほか、市税等の完納証明書その他必要な書類を補助金等交付申請書に添付させることができる。

(交付の決定)

第4条 市長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る補助金等の交付が法令等及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは速やかに補助金等の交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の場合において適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の申請に係る事項につき修正を加え、又は条件を付して補助金等の交付の決定をすることができる。

(決定の通知)

第5条 市長は、補助金等の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合には、その条件を補助金等の交付の申請をした者に通知しなければならない。

2 前項の通知は、補助指令書（様式第2号）でなければならない。

(申請の取下げ)

第6条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容及びこれに付された条件に不服があるときは、市長の定める期日までに申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定はなかったものとみなす。

(事業の中止又は変更)

第7条 補助事業者は、補助事業を中止し又は変更しようとするときは、あらかじめ申請書（様式第3号）により市長に申請し承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請を承認したときは第5条の規定に準じ通知するものとする。

(補助事業の遂行)

第8条 補助事業者は、この規則の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他市長の指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行なわなければならない。補助金等を他の用途へ使用してはならない。

(補助金等の請求)

第9条 補助事業者が決定された補助金等の交付を受けようとするときは、補助事業の完了後20日以

内に補助金等請求書（様式第4号）に事業実績報告書、収支計算書、その他指示する書類を添え市長に請求しなければならない。

- 2 市長は前項の請求を受けた場合においては、報告書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金等の交付の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し適合すると認めるときは、補助金等の交付をするものとする。

（決定の取消）

第10条 市長は、補助事業者が補助金等を他の用途へ使用し、その他補助事業に関して補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他市長の指示に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金等の返還及び延滞金）

第11条 市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- 2 補助事業者は、補助金等の返還を命ぜられこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

（部分払等）

第12条 市長は、補助事業者より請求があった場合において当該補助金等の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助金等について前金払、概算払又は部分払をすることができる。

（財産の処分の制限）

第13条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げるものについては、市長の承認を受けずに補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合はこの限りでない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 機械及び重要な機具で市長が定めるもの
- (3) その他市長が特に必要と認めて定めたもの

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際既に昭和49年度分の補助金等の申請のあったものは、この規則によりなされたものとみなす。

（北方町及び北浦町の編入に伴う経過措置）

- 3 北方町及び北浦町の編入の日（以下「編入日」という。）前に、補助金等の交付に関する規則（昭和42年北方町規則第2号。以下「北方町規則」という。）又は補助金等の交付に関する規則（平成10年北浦町規則第7号。以下「北浦町規則」という。）の規定により交付の決定がなされた補助金等に係る申請の取下げ、補助事業の中止又は変更及び決定の取消しについては、なお従前の例による。

- 4 前項に規定するもののほか、編入日前に、北方町規則又は北浦町規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

（北川町の編入に伴う経過措置）

- 5 北川町の編入の前日に、補助金等の交付に関する規則（昭和41年北川町規則第1号。以下「北川町規則」という。）の規定により交付の決定がなされた補助金等に係る申請の取下げ、補助事業の中止又は変更及び決定の取消しについては、なお従前の例による。

- 6 前項に規定するもののほか、北川町の編入の前日に、北川町規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成16年12月6日規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年1月30日規則第10号）

この規則は、平成18年2月20日から施行する。

附 則（平成18年3月14日規則第50号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年2月6日規則第1号）

この規則は、平成19年3月31日から施行する。

様式第1号

（第3条関係）

様式第2号

（第5条関係）

様式第3号

（第7条関係）

様式第4号

（第9条関係）

延岡市社会教育関係団体補助金交付要綱

(目的)

第1条 延岡市における社会教育事業の発展をはかるため、社会教育関係団体（以下「団体」という）を助成し団体の活動が円滑に行われるよう、団体の行う事業の経費について予算の範囲内においてその一部を補助することを目的とする。

(補助対象団体)

第2条 補助の対象となる団体は、次に掲げる団体で市内においてひろく社会教育事業並びに文化活動を行い本市の社会教育の振興に寄与すると認められるものとする。

- (1) 成人教育を主たる目的とする団体
- (2) 青少年教育を主たる目的とする団体
- (3) 社会教育全般にわたる事業を目的としている団体
- (4) 社会教育活動を行う文化団体

(補助金の交付額)

第3条 交付すべき補助金の額は、補助金交付申請書に添付された関係書類並びに活動状況等調査の上、予算の範囲内で補助する。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする団体は、補助金交付申請書（別紙様式1）に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 前年度事業実績報告書及び決算報告書
- (2) 当該年度事業計画書及び予算書
- (3) 上記のほか必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第5条 補助金の申請があったときは、補助金交付申請書及び関係書類を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、社会教育委員の会議の意見をきいたうえ交付の決定をするものとする。

2 補助金の交付が決定したときは、その交付決定額を当該団体に補助指令書（別紙様式2）でしなければならない。

(事業の中止又は変更)

第6条 補助金の交付を受ける団体がやむを得ぬ事情により、その活動を中止し、又は解散しようとする場合は中止、解散承認申請書（別紙様式3）を提出し承認を受けるものとする。

(補助金等の請求)

第7条 当該団体が決定された補助金等の交付を受けようとするときは、補助金請求書(別紙様式4)を提出しなければならない。

(決定の取消)

第8条 当該団体が補助金を他の用途へ使用し、又補助金等の交付の決定の内容等教育委員会の指示に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(実績報告書の提出)

第9条 補助金交付を受けた団体は、その年度末において年間の実績報告決算報告書を提出しなければならない。

(具備関係書類)

第10条 補助金を受けた団体は事業の状況、費用の収支その他関係ある事項をあきらかにする書類及び帳簿を備えておかなければならない。

附 則 昭和50年4月1日から適用する。

(10)

延岡市自治公民館の認定及び運営基準

(目的)

第1条 この基準は、社会教育の推進に必要な公民館活動を促進することを目的とする。

(自治公民館の定義)

第2条 この基準で「自治公民館」とは、施設を有する、組織的・継続的な自治公民館活動をいう。

(自治公民館の運営)

第3条 自治公民館には、館長以下必要な役員を置き、組織・機構にもとづいて民主的に運営されなければならない。

(実施事項)

第4条 自治公民館としての実施事項は、地域住民の生活文化の向上並びに健康の増進を図るため、あらゆることについて自由に民主的に選択して行うものであるが、特に努力を要する事項は次のとおりである。

- (1) 各種住民組織の編成と地域活動の振興及び連帯感の醸成
- (2) 生涯学習としての学級・講座の実施
- (3) 市民憲章の具体的実践活動
- (4) 青少年の健全育成

(自治公民館の認定申請)

第5条 自治公民館の認定申請をしようとする者は、認定申請書に次に掲げる書類を添え、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 予算書
- (3) 活動のための組織一覧、その他指定された書類

(自治公民館の認定の決定)

第6条 教育委員会は、自治公民館の認定申請があったときは、自治公民館活動の目的及び内容が適正かどうか書類審査を行い、延岡市公民館連絡協議会の意見を聴き、認定すべきと認めたときは、すみやかに決定しなければならない。

(決定の通知)

第7条 教育委員会は、自治公民館の認定申請を認めたときは、すみやかに申請した者に通知しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 市長は、この基準にもとづいて運営される自治公民館に対して予算の範囲内において補助金を交付することができる。

2. 補助金の額は、一館につき年間22,500円とする。
3. 補助金の交付申請等は「延岡市補助金等の交付に関する規則」(昭和50年2月1日・規則第2号)、及び「延岡市社会教育関係団体補助金交付要綱」による。

(交付金の交付)

第9条 市長は、この基準にもとづいて運営される自治公民館の館長(以下「館長」)に対して、予算の範囲内において自治公民館長活動交付金を交付することができる。なお、交付金の額は館長一人につき年間24,200円とする。

附 則

この基準は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

延岡市自治公民館の認定及び運営基準

(案)

(目的)

第1条 この基準は、社会教育の推進に必要な公民館活動を促進することを目的とする。

(自治公民館の定義)

第2条 この基準で「自治公民館」とは、施設を有する、組織的・継続的な自治公民館活動をいう。

(自治公民館の運営)

第3条 自治公民館には、館長以下必要な役員を置き、組織・機構にもとづいて民主的に運営されなければならない。

(実施事項)

第4条 自治公民館としての実施事項は、地域住民の生活文化の向上並びに健康の増進を図るため、あらゆることについて自由に民主的に選択して行うものであるが、特に努力を要する事項は次のとおりである。

- (1) 各種住民組織の編成と地域活動の振興及び連帯感の醸成
- (2) 生涯学習としての学級・講座の実施
- (3) 市民憲章の具体的実践活動
- (4) 青少年の健全育成

(自治公民館の認定申請)

第5条 自治公民館の認定申請をしようとする者は、認定申請書に次に掲げる書類を添え、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 予算書
- (3) 活動のための組織一覧、その他指定された書類

(自治公民館の認定の決定)

第6条 教育委員会は、自治公民館の認定申請があったときは、自治公民館活動の目的及び内容が適正かどうか書類審査を行い、延岡市公民館連絡協議会の意見を聴き、認定すべきと認めたときは、すみやかに決定しなければならない。

(決定の通知)

第7条 教育委員会は、自治公民館の認定申請を認めたときは、すみやかに申請した者に通知しなければならない。

(運営交付金の交付)

第8条 市長は、この基準にもとづいて運営される自治公民館に対して、予算の範囲内において自治公民館運営交付金を交付することができる。なお、交付金の額は、一館につき年間22,500円とする。

(活動交付金の交付)

第9条 市長は、この基準にもとづいて運営される自治公民館の館長（以下「館長」）に対して、予算の範囲内において自治公民館長活動交付金を交付することができる。なお、交付金の額は館長一人につき年間24,200円とする。

附 則

この基準は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

(目的)

第1条 この基準は、社会教育の推進に必要な公民館活動を促進することを目的とする。

(青空公民館の定義)

第2条 この基準で「青空公民館」とは、施設を有しない、組織的・継続的な自治公民館活動をいう。

(青空公民館の運営)

第3条 青空公民館には、館長以下必要な役員を置き、組織・機構にもとづいて民主的に運営されなければならない。

(実施事項)

第4条 青空公民館としての実施事項は、地域住民の生活文化の向上並びに健康の増進を図るため、あらゆることについて自由に民主的に選択して行うものであるが、特に努力を要する事項は次のとおりである。

- (1) 各種住民組織の編成と地域活動の振興及び連帯感の醸成
- (2) 生涯学習としての学級・講座の実施
- (3) 市民憲章の具体的実践活動
- (4) 青少年の健全育成

(青空公民館の認定申請)

第5条 青空公民館の認定申請をしようとする者は、認定申請書に次に掲げる書類を添え、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 予算書
- (3) 活動のための組織一覧、その他指定された書類

(青空公民館の認定の決定)

第6条 教育委員会は、青空公民館の認定申請があったときは、自治公民館活動の目的及び内容が適正かどうか書類審査を行い、延岡市公民館連絡協議会の意見を聴き、認定すべきと認めるときは、すみやかに決定しなければならない。

(決定の通知)

第7条 教育委員会は、青空公民館の認定申請を認めたときは、すみやかに申請した者に通知しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 市長は、この基準にもとづいて運営される青空公民館に対して予算の範囲内において補助金を交付することができる。

2. 補助金の額は、一館につき年間13,500円とする。
3. 補助金の交付申請等は「延岡市補助金等の交付に関する規則」(昭和50年2月1日・規則第2号)、及び「延岡市社会教育関係団体補助金交付要綱」による。

(交付金の交付)

第9条 市長は、この基準にもとづいて運営される青空公民館の館長(以下「館長」)に対して、予算の範囲内において自治公民館長活動交付金を交付することができる。なお、交付金の額は館長一人につき年間24,200円とする。

附 則

この基準は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

延岡市青空公民館の認定及び運営基準

(案)

(目的)

第1条 この基準は、社会教育の推進に必要な公民館活動を促進することを目的とする。

(青空公民館の定義)

第2条 この基準で「青空公民館」とは、施設を有しない、組織的・継続的な自治公民館活動をいう。

(青空公民館の運営)

第3条 青空公民館には、館長以下必要な役員を置き、組織・機構にもとづいて民主的に運営されなければならない。

(実施事項)

第4条 青空公民館としての実施事項は、地域住民の生活文化の向上並びに健康の増進を図るため、あらゆることについて自由に民主的に選択して行うものであるが、特に努力を要する事項は次のとおりである。

- (1) 各種住民組織の編成と地域活動の振興及び連帯感の醸成
- (2) 生涯学習としての学級・講座の実施
- (3) 市民憲章の具体的実践活動
- (4) 青少年の健全育成

(青空公民館の認定申請)

第5条 青空公民館の認定申請をしようとする者は、認定申請書に次に掲げる書類を添え、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 予算書
- (3) 活動のための組織一覧、その他指定された書類

(青空公民館の認定の決定)

第6条 教育委員会は、青空公民館の認定申請があったときは、自治公民館活動の目的及び内容が適正かどうか書類審査を行い、延岡市公民館連絡協議会の意見を聴き、認定すべきと認めたときは、すみやかに決定しなければならない。

(決定の通知)

第7条 教育委員会は、青空公民館の認定申請を認めたときは、すみやかに申請した者に通知しなければならない。

(運営交付金の交付)

第8条 市長は、この基準にもとづいて運営される青空公民館に対して、予算の範囲内において自治公民館運営交付金を交付することができる。なお、交付金の額は、一館につき年間13,500円とする。

(活動交付金の交付)

第9条 市長は、この基準にもとづいて運営される青空公民館の館長（以下「館長」）に対して、予算の範囲内において自治公民館長活動交付金を交付することができる。なお、交付金の額は館長一人につき年間24,200円とする。

附 則

この基準は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。